

財産管理規程

伊藤ハム健康保険組合

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は伊藤ハム健康保険組合の所有する財産（以下「組合財産」という。）の適正かつ良好な管理を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 組合財産の管理については、健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則及び関係通達並びに組合規約に定めるものの他、この規程の定めるところによるものとする。

(財産の分類及び定義)

第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。

1. 支払余裕金
2. 準備金
3. 任意積立金
 - (1) 別途積立金
 - (2) 退職積立金
4. 固定資産
 - (1) 有形固定資産（準備金で保有する土地・建物を除く。）
 - ① 土地
 - ② 建物
 - ③ 構築物
 - ④ 機械器具・装置
 - ⑤ 備品
 - ⑥ 車輜及び運搬具
 - (2) 無形固定資産
 - ① 温泉受給権
 - ② 電話加入権
 - ③ 借地権、借家権
 - ④ 水利権
 - (3) 有価証券等（準備金、任意積立金等で保有する有価証券を除く。）
 - ① 出資金
 - ② 保証金
 - ③ 電信、電話債券
 - ④ その他（敷金等）

(重要財産)

第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。

1. 準備金
2. 別途積立金
3. 土地

4. 建物
5. 土地及び建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く）で、その時価評価額が50万円以上のもの。

第2章 管理の責任

（管理責任者）

第5条 財産の管理責任者は理事長とする。

- 2 理事長は常務理事に財産の管理事務を行わせることができる。

（保管責任者）

第6条 理事長は保管責任者を指名し、固定資産の維持及び保全に当たらせるものとする。

- 2 保管責任者は、その所属する固定資産の維持保全について常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。

（管理の義務）

第7条 財産管理に関する事務を行うものは、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならない。

第3章 管理

（支払余裕金）

第8条 支払余裕金は、現金・預金又は貯金によって保有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支払いに支障のない範囲において、金銭信託又は委託金によって保有できるものとする。
- 3 翌日に繰越す手持現金は、概ね20万円以下とする。

（準備金）

第9条 準備金を規約第48条の土地・建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合会の議決後、監督庁への予算の届出後に行うものとする。

（退職積立金）

第10条 退職積立金は、規約第49条に規定する方法により保有しなければならない。

（有価証券）

第11条 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう。）は、銀行又は信託会社に保護預けをし、又は登録機関に登録するものとする。

- 2 有価証券のうち記名式とされるものは、全て記名しておくものとする。

（損害保険の付保）

第12条 財産のうち必要と認められるものについては損害保険に加入することとする。

(不動産)

第13条 不動産は登記をし、かつ土地については、常時その境界を明らかにしておかなければならない。

(積立金台帳)

第14条 諸積立金は、積立金台帳を備え、これをもって整理しなければならない。ただし、第9条によって保有する準備金については固定資産台帳を準用する。

(固定資産台帳)

第15条 固定資産を管理するため、固定資産台帳を設け整理するものとする。

- 2 固定資産台帳は施設ごとに1簿冊に取りまとめ、1物件1口座とし第3条に定める分類に基づいて作成するものとする。
- 3 固定資産台帳の作成に際し、取得時期・種類・構造・能力・用途及び価額を同じくする固定資産については、これを一括して作成することができる。

(固定資産台帳の記帳)

第16条 固定資産台帳には、次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 固定資産の名称及び資産番号、所在地
- (2) 取得年月日、取得の内容及び取得先
- (3) 取得価額及び帳簿価額並びに単価
- (4) 減価償却の方法・耐用年数・償却額・償却累計額・償却年月日・評価先
- (5) 製作所・建設業者名・容量・寸法・能力・規格・構造又は内容
- (6) 使用保管の場所及び用途
- (7) 移管・転用・滅失・増設事項
- (8) 損害保険付保額
- (9) 確認年月日・確認者印
- (10) その他必要と認める事項

(固定資産の整理)

第17条 固定資産の整理は物件ごとに資産番号を定め番号札を付けるものとする。ただし、番号札を付けることのできないもの、付けることによって資産価値を損ずるものは他の適当な表示方法を用いることができる。

(確認)

第18条 財産は毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日並びに確認者印の押捺を受けるものとする。

- 2 確認者は照合の結果、滅失著しい破損等の事故を発見したときは、その原因を追求し直ちに理事長に報告しなければならない。
- 3 固定資産が前項により減少したときは、第43条の規定に準じて臨時償却を行なうものとする。

(財産目録)

第19条 支払余裕金は理事長の責任において管理し、財産目録には登載を要しない。

第4章 取得及び取得価額

(取得)

第20条 取得とは固定資産の新設・購入・譲受及び交換並びに拡張移転、改善をいう。

- 2 固定資産の取得は理事長の承認を得たのちに行うものとする。
- 3 10万円未満の固定資産は常務理事の承認を得て取得できるものとする。
- 4 組合相互間の出資による固定資産の共同取得については理事長の承認を得て行うものとする。

(交換による取得価額)

第21条 交換によって取得した固定資産の取得価額は、対価として相手方に引渡した際の帳簿価額をもって評価する。

(贈与、低廉譲受等による取得価額)

第22条 贈与低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価額とする。

(土地の取得価額)

第23条 土地の取得価額には、購入価額のほか、仲介手数料等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を含むものとする。

(建物の取得価額)

第24条 建物の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入の場合は購入価額に、仲介手数料等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を加えるものとする。
- (2) 建築の場合は請負費（電気・ガス・冷暖房・照明・通風・給排水設備等の諸設備を含む）に、設計製図費・監督費等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を加えるものとする。

(構築物装置の取得価額)

第25条 構築物装置の取得価額は第24条に準じて取扱う。

(機械器具の取得価額)

第26条 機械器具の取得価額には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。

(備品の取得価額)

第27条 備品の取得価額には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。

(温泉受給権の取得価額)

第28条 温泉受給権の取得価額は温泉の受給権利金額とする。

- 2 温泉に引用するための温泉タンク、給排水管等の価額は取得価額に加えず、有形固定資産構築物へ計上する。

(電話加入権の取得価額)

第29条 電話加入権の取得価額は加入料及び設備料等架設に必要な費用とする。

- 2 権利取得にあたり電話公債の引受費は、引受期間終了時までには有価証券として金員に計上する。
- 3 自己所有の電話交換機械等の価額費用は電話加入権の取得価額に加えず、有形固定資産機械器具へ計上する。

(借地権・借家権の取得価額)

第30条 借地権・借家権の取得価額は他人の土地、建物を使用する権利金額とする。

(共同取得物件の取得価額)

第31条 組合相互間の出資による共同取得物件の取得価額はその出資額とする。

第5章 改善及び修繕

(改善費)

第32条 固定資産の価値能力を増加し、使用可能期間を延長させるために要する費用は改善費とし、当該固定資産の評価替を行いその金額を帳簿価額とする。

- 2 固定資産が改善によりその価値能力は増加したときであっても、改善に際してその一部を取り壊した場合はその部分の価額を見積り、これを当該固定資産の帳簿価額から控除するものとする。

(修繕費)

第33条 固定資産の価値、原能力を維持するために要する費用及び部分的破損により現状に回復するために要する費用は修繕費とし、当該固定資産の帳簿価額には加えない。

(用途変更、移設及び移築)

第34条 固定資産の用途を変更し移設移築をするために要した費用は第32条第1項に準じて取扱う。

(災害等による損傷固定資産の復旧費)

第35条 固定資産が災害により損傷した場合は、被害の程度が軽微被害の程度が比較的軽いものについての復旧費用は全額修繕費とみなし第33条に準じて取扱う。

- 2 被害の程度が大きく、資産としての利用価値を喪失した状態となったものについての復旧費用のうち、次に掲げるものは修繕費とし、その他の費用は改善費とする。
 - (1) 被害現場の跡片付け費用
 - (2) 外装の復旧、塗装及びガラスの装入等の費用
 - (3) 作業仮小屋、足場組立の費用
 - (4) 復旧材料運搬等の費用

- (5) 補助部分品等の費用
- (6) 前各号に類する費用

第6章 減価償却

(減価償却)

第36条 減価償却とは、固定資産の取得価額及び耐用年数に基づいて減価償却額を算出し、当該固定資産の取得価額を継続的に減額し、適正な時価評価を行うことをいう。

(準備金である建物の減価償却)

第37条 準備金を規約第48条の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度末定額法により減価償却を行うものとする。この場合における減価償却額の計算は次の算式によることとし、耐用年数経過時点に1円まで償却することとする。

$$\text{減価償却額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

- 2 前項の減価償却を行うときは、償却額を毎年度支出予算に計上して準備金に繰入れるものとする。
- 3 減価償却が終了したときは、当該資産について時価評価を行ない、これを固定資産に組み入れるものとする。

(準備金以外の固定資産の減価償却)

第38条 土地を除く準備金以外の固定資産のうち、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの(償却資産)については、毎年度定額法により減価償却を行うものとする。耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの(少額資産)については、取得時に取得価額の全額を償却するものとする。

- 2 前項の減価償却にあたっては、前条第1項の規定を準用するものとする。
- 3 事業年度の途中において取得した固定資産の当該年度の償却額は前項により算出した額に

$$\frac{\text{取得から年度末までの月数(端数は切り上げ)}}{12} \text{ を乗じた額とする。}$$

(土地等の時価評価)

第39条 準備金として保有している土地等の帳簿価額が、時価と著しく乖離していると認められるときは、不動産鑑定士による鑑定等により、再評価を行い、台帳及び財産目録の価額の修正を行うものとする。

(耐用年数)

第40条 第37条及び第38条により減価償却をする場合における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の定めるところによる。

(中古固定資産の耐用年数)

第41条 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は以下による。なお、見積った結果、当該耐用年数が2年未満の場合は、2年とする。

$$\text{法定耐用年数の一部を経過したもの} = \text{法定耐用年数} - \text{経過年数}$$

(耐用年数の端数整理)

第42条 固定資産の耐用年数計算に際して1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、前条に該当するものを除く。

(臨時償却)

第43条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともない、有形固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるか、回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り、臨時償却を行うものとする。

2 前項の償却を行うときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。

第7章 処分

(重要財産の処分)

第44条 重要財産である土地、建物（耐用年数が経過したものを除く）の売却・交換・譲渡・廃棄を行うときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。

2 準備金（土地、建物で保有するものを除く。）及び別途積立金並びに土地及び建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く）で、その時価評価額が50万円以上のものの売却・交換・譲渡・廃棄取り崩しを行うときは、組合会の議決を経なければならない。

(再評価)

第45条 固定資産（準備金で保有する土地、建物を含む。）を処分するときは、評価能力のある者に命じ、委嘱して時価評価を行い処分価額の妥当性を証しなければならない。

(固定資産の処分)

第46条 固定資産（第44条に該当するものを除く。）を処分するときは、理事会の承認を得て行うものとする。ただし、帳簿価額50万円未満の機械器具・装置・備品及び車両並びに再評価額が50万円未満の無形固定資産であって、緊急を要するものについては理事長の承認を得て処分することができる。

2 前項のただし書による場合は理事会に報告するものとする。

(除却)

第47条 固定資産を譲渡売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不用財産売払代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。

2 固定資産を廃棄処分したときは残存価額を廃棄損とし、該当固定資産の帳簿価額を除却するものとする。

3 前各号により生じた差益、差損については理事会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

・この規程は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

第1条 平成19年3月31日以前に取得した固定資産にかかる減価償却の方法については、なお従前の例によるものとする。

2 前項の場合において、準備金以外の固定資産の減価償却については、従前の方法により償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円まで均等償却するものとする。